

五所川原システム合同会社
いとか学園 いとかの杜
個 人 情 報 保 護 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、五所川原システム合同会社（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
2. 個人情報データベース等とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の収集物、又はコンピュータを用いていない場合にあつても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
3. 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
4. 保有個人データとは、当法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、利用者本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの以外をいう。
5. 利用者本人とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
6. 職員とは、当法人の指揮命令を受けて当法人の業務に従事する者をいう。
7. 匿名化とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別できないようにすることをいう。

(当法人の責務)

第2条 当法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めることとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 当法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」）という。

2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、利用者本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 当法人は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 当法人は、あらかじめ利用者本人の同意を得ることなく前2条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 当法人は、認定こども園委託事業及びその他の事由により他の団体等から事業を継承するに伴って個人情報を取得した際は、あらかじめ利用者の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規程に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで前2項の規程により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 当法人は、前項の規程に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 当法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 当法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 当法人は、原則として利用者本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 利用者本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規程に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められたとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、利用者本人から取得することができないとき。

(5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、利用者本人から取得したのでは、その目的を達成し得ないと認められるとき。

4 当法人は、前項第4号又は第5号の規程に該当して利用者本人以外のものから個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を利用者本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を利用者本人に通知し、又は公表するものとする。

2 当法人は前項に関わらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該利用者本人の個人情報を取得する場合その他利用者本人から直接書面に記載された当該利用者本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用者本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

3 前2項の規程は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を利用者本人に通知し、又は公表することにより利用者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を利用者本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを適性かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 当法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 当法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 当法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 当法人は、個人情報取り扱いの全部又は一部を当法人以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督をおこなうものとする。

第5条 個人データの第三者提供

第10条 当法人は、次に掲げる場合をのぞく他、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は前項の規程の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 当法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取り扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 合併、その他の事由による事業の継承に伴って、個人データが提供される場合。
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ利用者本人に通知し、又は利用者本人が容易

に知り得る状態に置いているとき。

- 3 当法人は、前項第3号に規定する、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ利用者本人に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 当法人は、利用者本人から当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により利用者本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 利用者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、利用者本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第12条 当法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除、又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行いその結果を、申し出をした者に対し書面により通知するものとする。

- 2 当法人は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報管理者)

- 第13条 当法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、当法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は施設長とする。
 - 3 施設長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を行うものとする。
 - 4 施設長においては、適正管理に必要な措置について必要に応じ評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
 - 5 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する職員に委任することができる。

(要望対応)

- 第14条 当法人は、個人情報の取り扱いに関する要望（以下「要望」という。）があったときは「要望処理規程」に基づき、適切かつ迅速な対応に勤めるものとする。
- 2 要望対応の責任者は施設長とするものとする。
 - 3 施設長は、要望対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の義務)

- 第15条 当法人の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

- 第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。
- 第17条 本規定は当施設のホームページに常時掲載し、利用者等が常時閲覧可能な状態とする。

付 則

- 1 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

五所川原システム合同会社は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人（保護者）の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を適正な状態に保つとともに、漏えい、滅失、棄損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

令和6年 4月 1日

五所川原システム合同会社

代表社員 水 島 康 雄

五所川原システム合同会社 個人情報保護規程

「放課後等デイサービス事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」

五所川原システム合同会社 個人情報保護規程第5条に基づく、保育事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規程は、次のとおりである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に記載した事項 (1) 受給者証（五所川原市発行） (2) 意見書・診断書等（医療機関等発行） (3) アセスメント表（相談支援事業所発行） (4) アレルギー調査書・服薬指示書 (5) 利用体験・一時保育・休日申請書 (6) 利用体験・一時休日保育児童調査表 (7) 延長保育・利用変更申込書 (8) 個人情報協力書 (9) 個人面談報告書（こども園等、学校等発行） (10) 重要事項説明書・利用契約書 (11) 連絡ノート（通園先、通学先） (12) LINE・Googleform アンケート (13) その他 （(3)～(11)の様式及び記載事項は、別紙のとおりとする。）
個人情報の利用目的	教育・療育事業（以下本事業という。）を適性かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者の教育と療育サービスの利用の促進をはかることを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。 (1) 内部での利用 - a 個別支援計画・専門的支援計画・アセスメントシート・モニタリング・ケース会議 - b 個別支援会議・サービス調整等 - c 出席簿他各種名簿作成等 (2) 外部への提供 本事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。 - a サービスの実施を効果的にすすめるために、以下の外部機関との情報共有 ・相談支援事業所・ご親族様・児童相談所・こども家庭センター・放課後児童クラブ等 - b 本事業利用者に個人情報の保護協力書に基づき、または保護者に個別に承諾を得た上で関係機関との連携に使用するものとする。 ・通園先、卒業通園先、通学先、卒業通学先、医療機関、保健所、保健師等 ホームページ委託事業者に記載事項を提供する。 (a) ホームページ (b) いたかの杜だより (c) その他
その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。

個人情報保護担当者	(いとかの杜) 責任者 水島 康雄 担当者 水島 友輝
本事業における 苦情対応担当者	(いとかの杜) 責任者 水島 康雄 担当者 水島 友輝

五所川原システム合同会社 個人情報保護規程

「放課後児童健全育成事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」

五所川原システム合同会社 個人情報保護規程第5条に基づく、学童保育事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規程は、次のとおりである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって 取得・利用する個人情報)	次の各書類に記載した事項 (1) 放課後児童児童クラブ説明会受付表 (2) 放課後児童児童クラブ問い合わせ受付用紙 (3) 放課後児童児童クラブ申込書 (4) 放課後児童児童クラブ継続希望申込書 (5) 延長利用申込書 (6) 児童健康調査表 健康保険証（写） (7) お薬連絡票 (8) その他 （(1)～(7)の様式及び記載事項は、別紙のとおりとする。）
個人情報の利用目的	放課後児童健全育成事業（以下本事業という。）を適性かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者の健全育成サービスの利用の促進をはかることを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。 (1) 内部での利用 - a 計画作成 - b サービス調整等 - c 出席簿他食事利用簿他各種名簿作成等 (2) 外部への提供 本事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。 - a サービスの実施を効果的にすすめるために、以下の外部機関との情報共有 ・児童デイサービスいとかの杜 ・ご親族様・児童相談所・こども家庭センター - b 本事業利用者に個人情報の保護協力書に基づき、または保護者に個別に承諾を得た上で関係機関との連携に使用するものとする。 ・通園先、卒業通園先、通学先、卒業通学先、医療機関、保健所、保健師等 ホームページ委託事業者に記載事項を提供する。 (a) ホームページ (b) いとか学園だより (c) その他
その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。

個人情報保護担当者	責任者 担当者	水島 水島	康雄 友輝
本事業における苦情対応 担当者	責任者 担当者	水島 水島	康雄 友輝